

2006年3月9日
(平成18年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

火災予防の企画及び推進事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について並びに目的外に利用することについて及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について(答申)

2006年3月1日付けで諮問(第187号)された火災予防の企画及び推進事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について並びに目的外に利用することについて及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性は、3審議会の判断理由(1)に述べた理由により認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要性は、3審議会の判断理由(2)に述べた理由により認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定により本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本業務を執行するに当たり必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性並びに本人に通知しないことの合理性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

現在、住宅火災による死者数は、建物火災による死者数の約9割を占めてお

り、特に住宅火災による死者数の過半が65歳以上の高齢者となっていることから、今後の高齢社会の進展とともにさらに死者が増加することが懸念されている。そこで、本市では、消防本部が高齢福祉課より名簿の提供を受け、「寝たきり老人」及び「独居老人」の住まいを訪問し、住宅防火診断を実施している。さらにこれらに加え、「ふじさわ総合計画2020後期実施計画」の中で、住宅防火対策推進事業として、独居高齢者等に対し住宅用火災警報機設置促進を図るため、新たな事業として平成18年度より設置費用の一部を補助する事業の開始を予定するものである。

(2) 本人以外のものから個人情報収集する必要性について

本業務の対象である独居高齢者世帯数は約7,000件と膨大な件数であり、一定期間内に本人から収集することが物理的に困難である。そのため本業務の執行に著しい支障が生ずることから、本人以外のものから個人情報を収集する必要がある。

・収集する個人情報

65歳以上のひとり暮らし高齢者約7,000人に関する情報

ア 住所

イ 氏名

ウ 年齢

(3) 目的外に利用する必要性について

本業務の対象となる全世帯を訪問し情報を収集することは物理的に困難であり、また、新たに65歳に到達したひとり暮らしの高齢者に係る情報を取得する手段がないことから、他の行政目的によって得た個人情報を本業務に活用することが合理的であり、目的外に利用する必要がある。

ア 目的外に利用する課

全7課（消防本部予防課、南北管理課、南北消防署警備課）

(ア) 消防本部予防課

(イ) 南消防署管理課

(ウ) 南消防署警備一課

(エ) 南消防署警備二課

(オ) 北消防署管理課

(カ) 北消防署警備一課

(キ) 北消防署警備二課

イ 目的外に利用させる課及び利用させる方法

(ア) 目的外に利用させる課 高齢福祉課

(イ) 目的外に利用させる方法及び回数

65歳以上、ひとり暮らしの要件を満たす者を4月時点に紙ベースで抽

出した情報の引渡を受けた以後は、新たに要件を満たした者及び要件を失った者を更新情報として毎月1回紙ベースで引渡を受ける。これにより毎年秋期火災予防運動期間中に実施している住宅防火診断「独居老人世帯」に関する名簿は共通利用とする。

(4) 本人通知の省略について

本来であれば事前に通知をするものであるが、対象情報が住所、氏名、年齢の3項目であることに比べ、対象者が約7,000件と多数であり、本人通知に関する費用、事務量が過分となること、本人通知をしないことが、本人への不利益となる性質となるものではないことから、個人情報をも本人以外のものから収集したこと、その利用は住宅用火災警報機設置補助金交付事業及び住宅防火診断推進事業の目的に限って利用する旨を明記し、事後に本人へ通知を行うことで、事前の本人通知を省略することとしたい。

(5) 実施時期

2006年4月1日以降

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(3)までの判断をするものである。

(1) 本人以外のものから収集する必要性について

本業務の対象である独居高齢者世帯数は約7,000件と膨大な件数であり、一定期間内に本人から収集することが物理的に困難である。そのため本業務の執行に著しい支障が生ずることから、本人以外のものから個人情報を収集する必要がある。ただし、今回の事業を行うのは消防本部予防課及び南消防署管理課並びに北消防署管理課の3課であるので、本人以外のものから個人情報を収集する必要性は、かかる3課に限り認められるものとする。

(2) 目的外に利用する必要性について

本業務の対象となる全世帯を訪問し情報を収集することは物理的に困難であり、また、新たに65歳に到達したひとり暮らしの高齢者に係る情報を取得する手段がないことから、他の行政目的によって得た個人情報を本業務に活用することが合理的であり、目的外に利用する必要がある。ただし、今回の事業を行うのは消防本部予防課及び南消防署管理課並びに北消防署管理課の3課であるので、目的外に利用する必要性は、かかる3課に限り認められるものとする。

(3) 通知の省略について

本来であれば事前に通知をするべきものであるが、対象情報が住所、氏名、年齢の3項目であることに比べ、対象者が約7,000件と多数であり、本人通知に関する費用、事務量が過分となること、本人通知をしないことが、本人

への不利益となる性質となるものではないことから、個人情報をも本人以外のものから収集したこと、その利用は住宅用火災警報機設置補助金交付事業及び住宅防火診断推進事業の目的に限って利用する旨を明記し、事後に本人へ通知を行うという条件付きで、事前の本人通知を省略する合理性が認められる。

以 上